

防災製品に係る認定業務及び防災製品ラベル交付等に関する手数料規程 新旧対比表

改正案	現行																																																		
<p>防災製品に係る認定業務及び防災製品ラベル交付等に関する手数料規程</p> <p style="text-align: right;">制 定 昭和48年9月1日 最終改正 平成23年1月4日 規程第1号</p> <p>(適用) 第1条 財団法人日本防災協会（以下「協会」という。）が行う防災製品に係る認定審査、単純縫製事業者認定審査、毒性審査及び毒性審査コードの付与、性能試験等及び防災製品ラベル交付等に関する手数料は、別に定めるもののほか、この規程に定めるところによるものとする。</p> <p>(手数料の額) 第2条 手数料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>(手数料の納入) 第3条 手数料の納入は、原則として、協会の指定する銀行の口座に振込んで行うものとし、振込に要する経費は振込者の負担とする。</p> <p style="text-align: center;">別 表 (単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 60%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 20%;">手 数 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1 認定審査</td> <td>(1) 防災製品の認定実績がない事業所に係る防災製品の認定審査</td> <td>1 件</td> <td>50,000 円に現地審査に係る交通費実費額を加算した額</td> </tr> <tr> <td>(2) 防災製品の認定実績がある事業所に係る防災製品の認定審査(品質管理に関する現地審査を行うもの)</td> <td>1 件</td> <td>30,000 円に現地審査に係る交通費実費額を加算した額</td> </tr> <tr> <td>(3) 防災製品の認定実績がある事業所に係る防災製品の認定審査(品質管理に関する現地審査を行わないもの)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 品質管理の説明書の提出を要するもの</td> <td>1 件</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 品質管理の説明書の提出を要さないもの</td> <td>1 件</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(4) 品質管理の説明書に係る防災製品の認定変更審査</td> <td>ア 品質管理に関する現地審査を行うもの</td> <td>1 件</td> <td>20,000 円に現地審査に係る交通費実費額を加算</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	項 目	単 位	手 数 料	1 認定審査	(1) 防災製品の認定実績がない事業所に係る防災製品の認定審査	1 件	50,000 円に現地審査に係る交通費実費額を加算した額	(2) 防災製品の認定実績がある事業所に係る防災製品の認定審査(品質管理に関する現地審査を行うもの)	1 件	30,000 円に現地審査に係る交通費実費額を加算した額	(3) 防災製品の認定実績がある事業所に係る防災製品の認定審査(品質管理に関する現地審査を行わないもの)			ア 品質管理の説明書の提出を要するもの	1 件	15,000		イ 品質管理の説明書の提出を要さないもの	1 件	10,000	(4) 品質管理の説明書に係る防災製品の認定変更審査	ア 品質管理に関する現地審査を行うもの	1 件	20,000 円に現地審査に係る交通費実費額を加算	<p>防災製品に係る認定業務及び防災製品ラベル交付等に関する手数料規程</p> <p style="text-align: right;">制 定 昭和48年9月1日 最終改正 平成22年8月10日 規程第9号</p> <p>(適用) 第1条 財団法人日本防災協会（以下「協会」という。）が行う防災製品に係る認定審査、単純縫製事業者認定審査、毒性審査及び毒性審査コードの付与、性能試験等及び防災製品ラベル交付等に関する手数料は、別に定めるもののほか、この規程に定めるところによるものとする。</p> <p>(手数料の額) 第1条 手数料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>(手数料の納入) 第1条 手数料の納入は、原則として、協会の指定する銀行の口座に振込んで行うものとし、振込に要する経費は振込者の負担とする。</p> <p style="text-align: center;">別 表 (単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 60%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 20%;">手 数 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1 認定審査</td> <td>(1) 防災製品の認定実績がない事業所に係る防災製品の認定審査</td> <td>1 件</td> <td>50,000 円に現地審査に係る交通費実費額を加算した額</td> </tr> <tr> <td>(2) 防災製品の認定実績がある事業所に係る防災製品の認定審査(品質管理に関する現地審査を行うもの)</td> <td>1 件</td> <td>30,000 円に現地審査に係る交通費実費額を加算した額</td> </tr> <tr> <td>(3) 防災製品の認定実績がある事業所に係る防災製品の認定審査(品質管理に関する現地審査を行わないもの)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 品質管理の説明書の提出を要するもの</td> <td>1 件</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 品質管理の説明書の提出を要さないもの</td> <td>1 件</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(4) 品質管理の説明書に係る防災製品の認定変更審査</td> <td>ア 品質管理に関する現地審査を行うもの</td> <td>1 件</td> <td>20,000 円に現地審査に係る交通費実費額を加算</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	項 目	単 位	手 数 料	1 認定審査	(1) 防災製品の認定実績がない事業所に係る防災製品の認定審査	1 件	50,000 円に現地審査に係る交通費実費額を加算した額	(2) 防災製品の認定実績がある事業所に係る防災製品の認定審査(品質管理に関する現地審査を行うもの)	1 件	30,000 円に現地審査に係る交通費実費額を加算した額	(3) 防災製品の認定実績がある事業所に係る防災製品の認定審査(品質管理に関する現地審査を行わないもの)			ア 品質管理の説明書の提出を要するもの	1 件	15,000		イ 品質管理の説明書の提出を要さないもの	1 件	10,000	(4) 品質管理の説明書に係る防災製品の認定変更審査	ア 品質管理に関する現地審査を行うもの	1 件	20,000 円に現地審査に係る交通費実費額を加算
区 分	項 目	単 位	手 数 料																																																
1 認定審査	(1) 防災製品の認定実績がない事業所に係る防災製品の認定審査	1 件	50,000 円に現地審査に係る交通費実費額を加算した額																																																
	(2) 防災製品の認定実績がある事業所に係る防災製品の認定審査(品質管理に関する現地審査を行うもの)	1 件	30,000 円に現地審査に係る交通費実費額を加算した額																																																
	(3) 防災製品の認定実績がある事業所に係る防災製品の認定審査(品質管理に関する現地審査を行わないもの)																																																		
	ア 品質管理の説明書の提出を要するもの	1 件	15,000																																																
	イ 品質管理の説明書の提出を要さないもの	1 件	10,000																																																
(4) 品質管理の説明書に係る防災製品の認定変更審査	ア 品質管理に関する現地審査を行うもの	1 件	20,000 円に現地審査に係る交通費実費額を加算																																																
	区 分	項 目	単 位	手 数 料																																															
1 認定審査	(1) 防災製品の認定実績がない事業所に係る防災製品の認定審査	1 件	50,000 円に現地審査に係る交通費実費額を加算した額																																																
	(2) 防災製品の認定実績がある事業所に係る防災製品の認定審査(品質管理に関する現地審査を行うもの)	1 件	30,000 円に現地審査に係る交通費実費額を加算した額																																																
	(3) 防災製品の認定実績がある事業所に係る防災製品の認定審査(品質管理に関する現地審査を行わないもの)																																																		
	ア 品質管理の説明書の提出を要するもの	1 件	15,000																																																
	イ 品質管理の説明書の提出を要さないもの	1 件	10,000																																																
(4) 品質管理の説明書に係る防災製品の認定変更審査	ア 品質管理に関する現地審査を行うもの	1 件	20,000 円に現地審査に係る交通費実費額を加算																																																

		イ 品質管理に関する現地審査を行わないもの	1 件	5,000			イ 品質管理に関する現地審査を行わないもの	1 件	5,000	
		(5) 防災製品の認定更新審査	1 件	2,000			(5) 防災製品の認定更新審査	1 件	2,000	
2 単純縫製事業者認定審査	(1) 単純縫製事業者認定審査		1 件	20,000		2 単純縫製事業者認定審査	(1) 単純縫製事業者認定審査	1 件	20,000	
	(2) 単純縫製事業者認定変更審査		1 件	5,000			(2) 単純縫製事業者認定変更審査	1 件	5,000	
3 毒性審査及び毒性審査コードの付与	(1) 1群、2群、3群、4群の防災製品に係る審査	素材等ごとに	1 件	40,000		3 毒性審査及び毒性審査コードの付与	(1) 1群、2群、3群、4群の防災製品に係る審査	素材等ごとに	1 件	40,000
	(2) 5群の防災製品に係る審査	素材等ごとに	1 件	10,000			(2) 5群の防災製品に係る審査	素材等ごとに	1 件	10,000
4 性能試験等	(1) 防災製品認定申請のための性能試験					4 性能試験等	(1) 防災製品認定申請のための性能試験			
	ア 寝具類						ア 寝具類			
	(ア) 側地類及びふとん類の側地						(ア) 側地類及びふとん類の側地			
	① ふとん（水洗い洗たく5回処理を含む。）	1 式		<u>16,400</u>			① ふとん（水洗い洗たく5回処理を含む。）	1 式		<u>17,000</u>
	② 敷布、ふとんカバー・毛布カバー・枕カバー（水洗い洗たく促進処理を含む。）	1 式		<u>23,800</u>			② 敷布、ふとんカバー・毛布カバー・枕カバー（水洗い洗たく促進処理を含む。）	1 式		<u>24,000</u>
	(イ) 詰物類、ふとん類の詰物						(イ) 詰物類、ふとん類の詰物			
	① 寝具用中わた						① 寝具用中わた			
	a 防災処理加工されたもの						a 防災処理加工されたもの			
	(a) 水洗い洗たく5回処理の場合	1 式		<u>16,400</u>			(a) 水洗い洗たく5回処理の場合	1 式		<u>17,000</u>
	(b) ドライクリーニング5回処理の場合	1 式		<u>21,300</u>			(b) ドライクリーニング5回処理の場合	1 式		<u>24,000</u>
	(c) 水洗い洗たく5回処理及びドライクリーニング5回処理の場合	1 式		<u>37,700</u>			(c) 水洗い洗たく5回処理及びドライクリーニング5回処理の場合	1 式		<u>41,000</u>
	b 防災処理加工されていないもの	1 式		<u>8,800</u>			b 防災処理加工されていないもの	1 式		<u>9,000</u>
	② プラスチック発泡体	1 式		<u>8,800</u>			② プラスチック発泡体	1 式		<u>9,000</u>
	③ 羽毛						③ 羽毛			
	a 水洗い洗たく5回処理の場合	1 式		<u>16,400</u>			a 水洗い洗たく5回処理の場合	1 式		<u>17,000</u>
	b ドライクリーニング5回処理の場合	1 式		<u>21,300</u>			b ドライクリーニング5回処理の場合	1 式		<u>24,000</u>
	c 水洗い洗たく5回処理及びドライクリーニング5回処理の場合	1 式		<u>37,700</u>			c 水洗い洗たく5回処理及びドライクリーニング5回処理の場合	1 式		<u>41,000</u>
	(ウ) ふとん類（完成品）	1 式		<u>8,800</u>			(ウ) ふとん類（完成品）	1 式		<u>9,000</u>
	(エ) 毛布類（未洗試料の防災性能試験を含む。）						(エ) 毛布類（未洗試料の防災性能試験を含む。）			
	① 毛布、ベッドスプレッド						① 毛布、ベッドスプレッド			
	a 水洗い洗たく5回処理の場合	1 式		<u>25,200</u>			a 水洗い洗たく5回処理の場合	1 式		<u>26,000</u>

	b	ドライクリーニング5回処理の場合	1 式	<u>30, 100</u>			b	ドライクリーニング5回処理の場合	1 式	<u>33, 000</u>
	c	水洗い洗たく5回処理及びドライクリーニング5回処理の場合	1 式	<u>46, 500</u>			c	水洗い洗たく5回処理及びドライクリーニング5回処理の場合	1 式	<u>50, 000</u>
	②	タオルケット（水洗い洗たく促進処理を含む。）	1 式	<u>32, 600</u>			②	タオルケット（水洗い洗たく促進処理を含む。）	1 式	<u>33, 000</u>
	イ	テント類、シート類、幕類					イ	テント類、シート類、幕類		
	(ア)	屋内用	1 式	<u>8, 800</u>			(ア)	屋内用	1 式	<u>9, 000</u>
	(イ)	屋外用（温水浸漬処理を含む。）	1 式	<u>10, 800</u>			(イ)	屋外用（温水浸漬処理を含む。）	1 式	<u>11, 000</u>
	ウ	非常持出袋（温水浸漬処理を含む。）	1 式	<u>10, 800</u>			ウ	非常持出袋（温水浸漬処理を含む。）	1 式	<u>11, 000</u>
	エ	防災頭巾等、防災頭巾等側地、防災頭巾等詰物類					エ	防災頭巾等、防災頭巾等側地、防災頭巾等詰物類		
	(ア)	防災頭巾等側地、防災頭巾等の側地（未洗試料の防災性能試験及び水洗い洗たく5回処理を含む。）	1 式	<u>25, 200</u>			(ア)	防災頭巾等側地、防災頭巾等の側地（未洗試料の防災性能試験及び水洗い洗たく5回処理を含む。）	1 式	<u>26,000</u>
	(イ)	防災頭巾等詰物類、防災頭巾等の詰物					(イ)	防災頭巾等詰物類、防災頭巾等の詰物		
	①	防災処理加工されたもの					①	防災処理加工されたもの		
	a	水洗い洗たく5回処理の場合	1 式	<u>16, 400</u>			a	水洗い洗たく5回処理の場合	1 式	<u>17, 000</u>
	b	ドライクリーニング5回処理の場合	1 式	<u>21, 300</u>			b	ドライクリーニング5回処理の場合	1 式	<u>24, 000</u>
	c	水洗い洗たく5回処理及びドライクリーニング5回処理の場合	1 式	<u>37, 700</u>			c	水洗い洗たく5回処理及びドライクリーニング5回処理の場合	1 式	<u>41, 000</u>
	②	防災処理加工されていないもの	1 式	<u>8, 800</u>			②	防災処理加工されていないもの	1 式	<u>9, 000</u>
	(ウ)	防災頭巾等（完成品）					(ウ)	防災頭巾等（完成品）		
	①	水洗い洗たく5回処理の場合（衝撃吸収性試験を含む。）	1 式	<u>32, 400</u>			①	水洗い洗たく5回処理の場合（衝撃吸収性試験を含む。）	1 式	<u>33, 000</u>
	②	ドライクリーニング5回処理の場合（衝撃吸収性試験を含む）	1 式	<u>37, 300</u>			②	ドライクリーニング5回処理の場合（衝撃吸収性試験を含む）	1 式	<u>40, 000</u>
	③	水洗い洗たく5回処理及びドライクリーニング5回処理の場合（衝撃吸収性試験を含む。）	1 式	<u>53, 700</u>			③	水洗い洗たく5回処理及びドライクリーニング5回処理の場合（衝撃吸収性試験を含む。）	1 式	<u>57, 000</u>
	オ	衣服類（完成品（へり、縫い目及び飾りを含む。）又は材料の布地）					オ	衣服類（完成品（へり、縫い目及び飾りを含む。）又は材料の布地）		
	(ア)	水洗い洗たく50回処理の場合	1 式	<u>58, 800</u>			(ア)	水洗い洗たく50回処理の場合	1 式	<u>59, 000</u>
	(イ)	水洗い洗たく50回処理及びドライクリーニング5回処理の場合	1 式	<u>80, 100</u>			(イ)	水洗い洗たく50回処理及びドライクリーニング5回処理の場合	1 式	<u>83, 000</u>
	(ウ)	水洗い洗たく5回処理及びドライクリーニング5回処理の場合	1 式	<u>37, 700</u>			(ウ)	水洗い洗たく5回処理及びドライクリーニング5回処理の場合	1 式	<u>41, 000</u>
	(エ)	水洗い洗たく5回処理の場合	1 式	<u>16, 400</u>			(エ)	水洗い洗たく5回処理の場合	1 式	<u>17, 000</u>
	(オ)	ドライクリーニング5回処理の場合	1 式	<u>21, 300</u>			(オ)	ドライクリーニング5回処理の場合	1 式	<u>24, 000</u>
	カ	布張家具等、布張家具等側地					カ	布張家具等、布張家具等側地		

	(ア) 布張家具等側地、布張家具等の側地				(ア) 布張家具等側地、布張家具等の側地			
	① 温水浸漬処理の場合	1 式	<u>10, 800</u>		① 温水浸漬処理の場合	1 式	<u>11, 000</u>	
	② (脱着式のもの又はカバー) 水洗い洗たく5回処理の場合	1 式	<u>16, 400</u>		② (脱着式のもの又はカバー) 水洗い洗たく5回処理の場合	1 式	<u>17, 000</u>	
	③ (脱着式のもの又はカバー) ドライクリーニング5回処理の場合	1 式	<u>21, 300</u>		③ (脱着式のもの又はカバー) ドライクリーニング5回処理の場合	1 式	<u>24, 000</u>	
	④ (脱着式のもの又はカバー) 水洗い洗たく5回処理及びドライクリーニング5回処理の場合	1 式	<u>37, 700</u>		④ (脱着式のもの又はカバー) 水洗い洗たく5回処理及びドライクリーニング5回処理の場合	1 式	<u>41, 000</u>	
	(イ) 布張家具等(完成品)				(イ) 布張家具等(完成品)			
	① 背表・背裏が同じ場合	1 式	<u>8, 800</u>		① 背表・背裏が同じ場合	1 式	<u>9, 000</u>	
	② 背表・背裏が異なる場合	1 式	<u>17, 600</u>		② 背表・背裏が異なる場合	1 式	<u>18, 000</u>	
	キ 自動車及びオートバイ等のボディカバー(温水浸漬処理を含む。)	1 式	<u>10, 800</u>		キ 自動車及びオートバイ等のボディカバー(温水浸漬処理を含む。)	1 式	<u>11, 000</u>	
	ク 展示用パネル、ローパーティションパネル				ク 展示用パネル、ローパーティションパネル			
	① 表・裏が同じ材質の場合	1 式	<u>8, 800</u>		① 表・裏が同じ材質の場合	1 式	<u>9, 000</u>	
	② 表・裏が異なる材質の場合	1 式	<u>17, 600</u>		② 表・裏が異なる材質の場合	1 式	<u>18, 000</u>	
	ケ 障子紙	1 式	<u>8, 800</u>		ケ 障子紙	1 式	<u>9, 000</u>	
	コ 祭壇				コ 祭壇			
	① 表・裏が同じ材質の場合	1 式	<u>8, 800</u>		① 表・裏が同じ材質の場合	1 式	<u>9, 000</u>	
	② 表・裏が異なる材質の場合	1 式	<u>17, 600</u>		② 表・裏が異なる材質の場合	1 式	<u>18, 000</u>	
	サ 祭壇用白布	1 式	<u>8, 800</u>		サ 祭壇用白布	1 式	<u>9, 000</u>	
	シ マット類				シ マット類			
	① 温水浸漬処理の場合	1 式	<u>10, 800</u>		① 温水浸漬処理の場合	1 式	<u>11, 000</u>	
	② 水洗い洗たく5回処理の場合	1 式	<u>16, 400</u>		② 水洗い洗たく5回処理の場合	1 式	<u>17, 000</u>	
	ス 防護用ネット(温水浸漬処理を含む。)	1 式	<u>10, 800</u>		ス 防護用ネット(温水浸漬処理を含む。)	1 式	<u>11, 000</u>	
	セ 木製等ブラインド	1 式	<u>8, 800</u>		セ 木製等ブラインド	1 式	<u>9, 000</u>	
	ソ 災害用間仕切り等				ソ 災害用間仕切り等			
	① 表・裏が同じ材質の場合	1 式	<u>8, 800</u>		① 表・裏が同じ材質の場合	1 式	<u>9, 000</u>	
	② 表・裏が異なる材質の場合	1 式	<u>17, 600</u>		② 表・裏が異なる材質の場合	1 式	<u>18, 000</u>	
	タ 防火服				タ 防火服			
	(ア) A-I型又はA-II型防火服(防炎性、熱伝達性(火炎暴露)、熱伝達性(放射熱暴露)、耐熱性、液体化学薬品浸透性、耐水性の各試験を含む。)				(ア) A-I型又はA-II型防火服(防炎性、熱伝達性(火炎暴露)、熱伝達性(放射熱暴露)、耐熱性、液体化学薬品浸透性、耐水性の各試験を含む。)			
	① 防炎性試験において最内層からの接炎を行うもの(セパレート型上衣、コート型)	1 式	<u>106, 800</u>		① 防炎性試験において最内層からの接炎を行うもの(セパレート型上衣、コート型)	1 式	<u>107, 200</u>	
	② 防炎性試験において最内層からの接炎を行わないもの(セパレート型ズボン、カバーオ	1 式	<u>98, 000</u>		② 防炎性試験において最内層からの接炎を行わないもの(セパレート型ズボン、カバーオ	1 式	<u>98, 200</u>	

		ール型) (イ) B-I型又はB-II型防火服(水洗い洗たく5回処理及び20回処理、洗たく収縮性、防炎性、熱伝達性(火炎暴露)、熱伝達性(放射熱暴露)、耐熱性、液体化学薬品浸透性、耐水性の各試験等を含む。)					ール型) (イ) B-I型又はB-II型防火服(水洗い洗たく5回処理及び20回処理、洗たく収縮性、防炎性、熱伝達性(火炎暴露)、熱伝達性(放射熱暴露)、耐熱性、液体化学薬品浸透性、耐水性の各試験等を含む。)			
		① 防炎性試験において最内層からの接炎を行うもの(セパレート型上衣、コート型)	1 式				① 防炎性試験において最内層からの接炎を行うもの(セパレート型上衣、コート型)	1 式		134, 000
		② 防炎性試験において最内層からの接炎を行わないもの(セパレート型ズボン、カバーオール型)	1 式				② 防炎性試験において最内層からの接炎を行わないもの(セパレート型ズボン、カバーオール型)	1 式		125, 000
		チ 防火服表地及び防火服の表地					チ 防火服表地及び防火服の表地			
		(ア) A-I型又はA-II型防火服用(防炎性、引張強さ、放射熱暴露後の引張強さ、引裂強さ、表面湿潤性、帯電性の各試験を含む。)					(ア) A-I型又はA-II型防火服用(防炎性、引張強さ、放射熱暴露後の引張強さ、引裂強さ、表面湿潤性、帯電性の各試験を含む。)			
		① 前タ(ア)の防火服と同時に認定申請しない場合	1 式				① 前タ(ア)の防火服と同時に認定申請しない場合	1 式		64, 000
		② 前タ(ア)の防火服と同時に認定申請する場合	1 式				② 前タ(ア)の防火服と同時に認定申請する場合	1 式		55, 000
		(イ) B-I型又はB-II型防火服用(洗たく処理、洗たく収縮性、防炎性、引張強さ、放射熱暴露後の引張強さ、引裂強さ、表面湿潤性、帯電性の各試験等を含む。)					(イ) B-I型又はB-II型防火服用(洗たく処理、洗たく収縮性、防炎性、引張強さ、放射熱暴露後の引張強さ、引裂強さ、表面湿潤性、帯電性の各試験等を含む。)			
		① 前タ(イ)の防火服と同時に認定申請しない場合	1 式				① 前タ(イ)の防火服と同時に認定申請しない場合	1 式		72, 000
		② 前タ(イ)の防火服と同時に認定申請する場合	1 式				② 前タ(イ)の防火服と同時に認定申請する場合	1 式		63, 000
		ツ 活動服					ツ 活動服			
		(ア) 防炎性能付与のための処理をしない生地(水洗い洗たく5回処理、防炎性、限界酸素指数、耐熱性、引張強さ、引裂強さ、帯電性の各試験等を含む。)	1 式				(ア) 防炎性能付与のための処理をしない生地(水洗い洗たく5回処理、防炎性、限界酸素指数、耐熱性、引張強さ、引裂強さ、帯電性の各試験等を含む。)	1 式		68, 100
		(イ) 防炎性能付与のための処理をした生地(水洗い洗たく50回処理、防炎性、限界酸素指数、耐熱性、引張強さ、引裂強さ、帯電性の各試験等を含む。)	1 式				(イ) 防炎性能付与のための処理をした生地(水洗い洗たく50回処理、防炎性、限界酸素指数、耐熱性、引張強さ、引裂強さ、帯電性の各試験等を含む。)	1 式		110, 100
		(2) 洗たく処理等					(2) 洗たく処理等			
		ア 水洗い洗たく5回処理((防炎性能に係る耐洗たく性能の基準(昭和48年6月1日消防庁告示第	1 件				ア 水洗い洗たく5回処理((防炎性能に係る耐洗たく性能の基準(昭和48年6月1日消防庁告示第1	1 件		8, 000

	1 1号。以下「 <u>防災性能に係る耐洗たく性能の基準</u> 」という。)によるもの。 <u>防火服及び防火服表地にあつては洗たく収縮性試験を含む。</u>					1号。以下「 <u>防災性能に係る耐洗たく性能の基準</u> 」という。)によるもの。 <u>防火服性能試験基準による場合には、洗たく収縮性試験を含む。</u>				
	イ 水洗い洗たく5回処理 (ISO 6330 : 1984 によるもの。防火服及び防火服表地にあつては、洗たく収縮性試験を含む。)	1 件	7, 600			イ 水洗い洗たく5回処理 (ISO 6330 : 1984 によるもの。防火服及び防火服表地にあつては、洗たく収縮性試験を含む。)	1 件	8, 000		
	ウ 水洗い洗たく20回処理 (JIS L 0217 : 1995 の番号103の方法によるもの。)	1 件	26, 800			ウ 水洗い洗たく20回処理 (JIS L 0217 : 1995 の番号103の方法によるもの。)	1 件	26, 800		
	エ 水洗い洗たく促進処理 (防災製品性能試験基準 (防災製品認定委員会 昭和51年8月1日制定以下「 <u>防災製品性能試験基準</u> 」という。)別記「 <u>防災製品の前処理としての洗たく要領</u> 」(以下「 <u>洗たく要領</u> 」という。)(その2)によるもの。)	1 件	15, 000			エ 水洗い洗たく促進処理 (防災製品性能試験基準 (防災製品認定委員会 昭和51年8月1日制定以下「 <u>防災製品性能試験基準</u> 」という。)別記「 <u>防災製品の前処理としての洗たく要領</u> 」(以下「 <u>洗たく要領</u> 」という。)(その2)によるもの。)	1 件	15, 000		
	オ 水洗い洗たく50回処理 (洗たく要領(その5)によるもの)	1 件	50, 000			オ 水洗い洗たく50回処理 (洗たく要領(その5)によるもの)	1 件	50, 000		
	カ ドライクリーニング5回処理 (防災性能に係る耐洗たく性能の基準第3.3によるもの)	1 件	12, 500			カ ドライクリーニング5回処理 (防災性能に係る耐洗たく性能の基準第3.3によるもの)	1 件	15, 000		
	キ 温水浸漬処理 (消防法施行規則 (昭和36年自治省令第6号) 第4条の3第4項第3号に基づく処理をいう。)	1 件	2, 000			キ 温水浸漬処理 (消防法施行規則 (昭和36年自治省令第6号) 第4条の3第4項第3号に基づく処理をいう。)	1 件	2, 000		
	(3) 防災性能試験 (防災製品性能試験基準に基づく試験をいう。)	1 件	8, 800			(3) 防災性能試験 (防災製品性能試験基準に基づく試験をいう。)	1 件	9, 000		
	(4) 防災性試験					(4) 防災性試験 (防火服性能試験基準又は活動服性能試験基準による最外層への接炎による試験又は最内層への接炎による試験)	1 件	9, 000		
	ア <u>活動服に係るもの及び防火服のうち最内層裏地が火炎に暴露するおそれのないもの</u>	1 件	8, 800							
	イ <u>防火服のうち最内層裏地が火炎に暴露するおそれのあるもの</u>	1 件	17, 600							
	(5) 衝撃吸収性試験	1 件	16, 000			(5) 衝撃吸収性試験	1 件	16, 000		
	(6) 熱伝達性 (火炎暴露) 試験	1 件	20, 000			(6) 熱伝達性 (火炎暴露) 試験	1 件	20, 000		
	(7) 熱伝達性 (放射熱暴露) 試験	1 件	20, 000			(7) 熱伝達性 (放射熱暴露) 試験	1 件	20, 000		
	(8) 耐熱性試験	1 件	2, 200			(8) 耐熱性試験	1 件	2, 200		
	(9) 液体化学薬品浸透性試験	1 件	45, 000			(9) 液体化学薬品浸透性試験	1 件	45, 000		
	(10) 耐水性試験	1 件	2, 000			(10) 耐水性試験	1 件	2, 000		
	(11) 引張強さ	1 件	7, 600			(11) 引張強さ	1 件	7, 600		
	(12) 放射熱暴露後の引張強さ	1 件	20, 000			(12) 放射熱暴露後の引張強さ	1 件	20, 000		
	(13) 引裂強さ	1 件	7, 600			(13) 引裂強さ	1 件	7, 600		
	(14) 表面湿潤性試験	1 件	1, 100			(14) 表面湿潤性試験	1 件	1, 100		

5 防災製品 ラベル交付	(15) 帯電性試験	1 件	18,700		5 防災製品 ラベル交付	(15) 帯電性試験	1 件	18,700
	(16) 限界酸素指数	1 件	15,000			(16) 限界酸素指数	1 件	15,000
	ただし、溶融する等の特別な試料の場合	1 件	30,000			ただし、溶融する等の特別な試料の場合	1 件	30,000
	(17) 品質管理等に係る性能試験等	1 件	第2号から前号 までに掲げる項 目に該当する額			(17) 品質管理等に係る性能試験等	1 件	第2号から前号 までに掲げる項 目に該当する額
	(18) 燃焼試験装置の適正確認試験					(18) 燃焼試験装置の適正確認試験		
	ア 初回検査	1 件	50,000			ア 初回検査	1 件	50,000
	イ 継続検査	1 件	5,000			イ 継続検査	1 件	5,000
	(1) 防災製品に付するもの					(1) 防災製品に付するもの		
	ア 縫付					ア 縫付		
	(ア) プリント					(ア) プリント		
	(a)、(b)、(s)	1 枚	33 (20)			(a)、(b)、(s)	1 枚	36 (20)
	自動車・オートバイ等のボディカバー	1 枚	40 (22)			(g) (自動車・オートバイ等のボディカバー)	1 枚	45 (25)
	防護用ネット	1 枚	28 (18)			防護用ネット	1 枚	33 (18)
	防火服	1 枚	70 (50)			防火服	1 枚	80 (50)
	活動服	1 枚	60 (35)			活動服	1 枚	65 (35)
(イ) 刺繍			(イ) 刺繍					
(a)	1 枚	45 (30)	(a)	1 枚	54 (30)			
(b)	1 枚	60 (40)	(b)	1 枚	70 (40)			
イ ちょう付			イ ちょう付					
(ア) プリント			(ア) プリント					
(c)、(d)	1 枚	29 (18)	(c)、(d)	1 枚	30 (18)			
(イ) 透明プリント	1 枚	30 (20)	(イ) 透明プリント	1 枚	36 (20)			
ウ 装着			ウ 装着					
防護用ネット	1 個	70 (50)	防護用ネット	1 個	80 (50)			
エ 上記アの (ア) に該当する寝具類のうち敷布、 ふとんカバー、毛布カバー、枕カバー、ふとん類、 毛布類又は衣服類 (完成品) に係る安心マーク付 防災製品ラベル	1 枚	該当する項目毎 にそれぞれ2円を 加算した額	エ 上記アの (ア) に該当する寝具類のうち敷布、 ふとんカバー、毛布カバー、枕カバー、ふとん類、 毛布類又は衣服類 (完成品) に係る安心マーク付 防災製品ラベル	1 枚	該当する項目毎 にそれぞれ2円を 加算した額			
(2) 防災製品の材料に付するもの			(2) 防災製品の材料に付するもの					
(e)、(f)	1 枚	60 (40)	(e)、(f)	1 枚	70 (40)			
6 その他			6 その他					
(1) 防災製品の名義変更審査	1 件	2,000	(1) 防災製品の名義変更審査	1 件	2,000			
ただし、同一の名義変更で、2件以上の名義変更を まとめて行う場合の2件目以降	1 件	200	ただし、同一の名義変更で、2件以上の名義変更を まとめて行う場合の2件目以降	1 件	200			
(2) 防災製品認定書、防災製品認定更新書又は防災製			(2) 防災製品認定書、防災製品認定更新書又は防災製					

	品性能試験結果通知書の再交付等			
	ア 和文	1 通	2, 000	
	イ 英文	1 通	5, 000	
	(3) 防災製品の認定に関する証明書の発行	1 通	2, 000	

	品性能試験結果通知書の再交付等			
	ア 和文	1 通	2, 000	
	イ 英文	1 通	5, 000	
	(3) 防災製品の認定に関する証明書の発行	1 通	2, 000	

[備考]

- 1 手数料の金額には消費税は含まないものとし、請求に当たっては消費税を含むものとする。
- 2 () 内の金額は、協会会員及び理事長が認める協会会員である団体の構成員に適用する。
- 3 この規程に定めのない手数料は、その都度定めるものとする。
- 4 項目の欄中 (a)、(b)、(s)、(c)、(d)、(e) 及び (f) については、「防災製品ラベル取扱い及び品質管理に関する規程」(昭和61年8月1日制定) 別表第1に定めるラベルの種類とする。
- 5 災害用間仕切り等にあつては、標準的な1ユニットごとに防災製品ラベルを交付するものとする。
- 6 防火服のうちセパレート型のもの及び活動服にあつては、上衣及びズボンそれぞれに防災製品ラベルを交付するものとする。
- 7 現地審査に係る交通費実費額とは、最寄りの協会事務所から審査員が、現地審査対象事業所との往復に要する交通費の実費(国外に存する事業所の審査の場合にあつては、協会旅費規程による審査員の宿泊費及び日当を含む。)

[備考]

- 1 手数料の金額には消費税は含まないものとし、請求に当たっては消費税を含むものとする。
- 2 () 内の金額は、協会会員及び理事長が認める協会会員である団体の構成員に適用する。
- 3 この規程に定めのない手数料は、その都度定めるものとする。
- 4 災害用間仕切り等にあつては、標準的な1ユニットごとに防災製品ラベルを交付するものとする。
- 5 防火服のうちセパレート型のもの及び活動服にあつては、上衣及びズボンそれぞれに防災製品ラベルを交付するものとする。
- 6 現地審査に係る交通費実費額とは、最寄りの協会事務所から審査員が、現地審査対象事業所との往復に要する交通費の実費(国外に存する事業所の審査の場合にあつては、協会旅費規程による審査員の宿泊費及び日当を含む。)